

## 国の文化財の指定について

令和8年3月26日に開催された国の文化審議会において、下記の文化財を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされた。

### 1 名称

須須神社文書（すずじんじゃもんじょ）

### 2 種別

重要文化財（美術工芸品 古文書）

### 3 所有者

宗教法人須須神社（珠洲市三崎町寺家）

### 4 員数

78点

### 5 時代

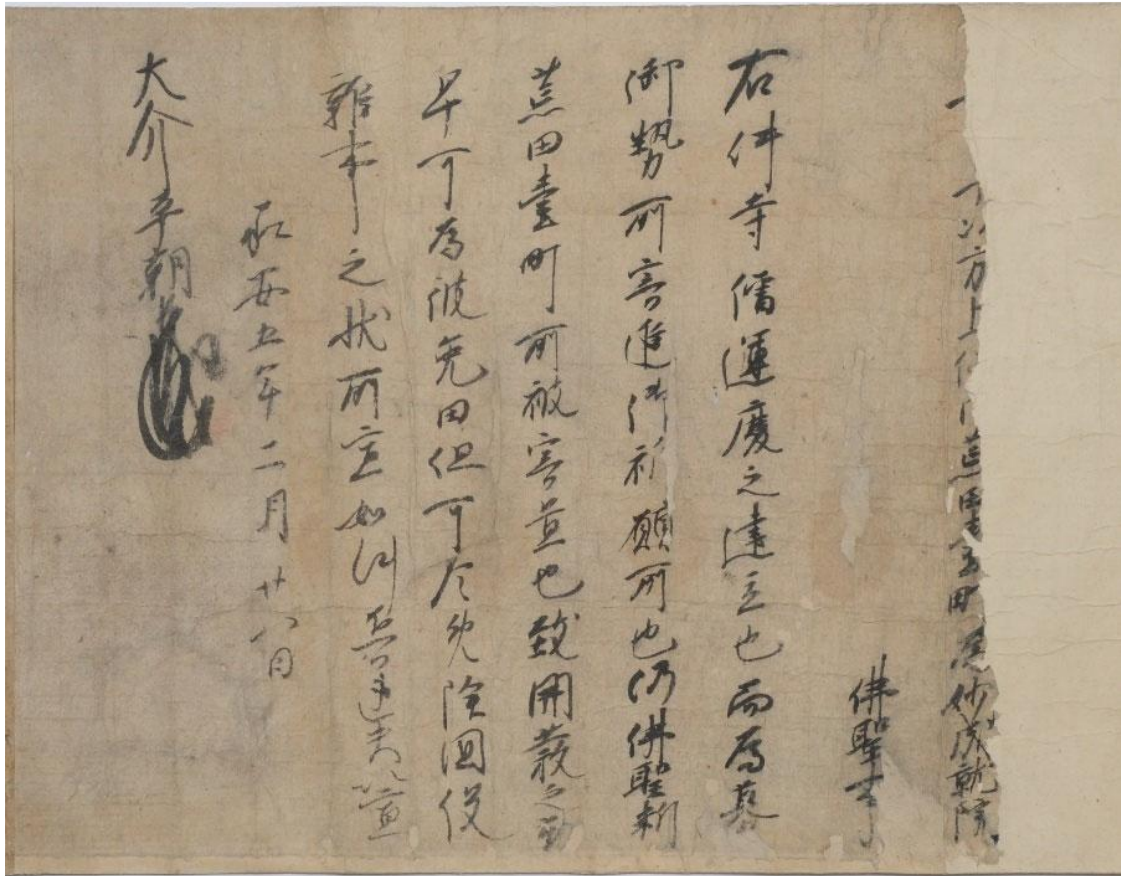
平安～江戸時代

### 6 概要

須須神社は現在、高座宮（たかくらのみや）と金分宮（きんぶんのみや）の両宮からなる神社で、廃仏毀釈までは高勝寺（こうしょうじ）と共に運営されてきた。

本文書群は、高座宮・金分宮関係と、高勝寺関係の文書からなる。前者は、田地寄進状、諸役免除など、神社の経済基盤に関する文書を含む。後者は、石川県内に現存する正文としては最古の承安5年（1175）能登国司庁宣（のとこくしちょうせん）をはじめ、高勝寺の組織や運営に関する文書を含む。いずれにも平氏、畠山氏、上杉氏等、能登を支配した諸権力との関わりを示す重要な文書が多く見られ、天正14年（1586）の前田利家寄進状案以降の文書からは、近世能登における須須神社のあり方が知られる。

本文書群は、中近世の能登国の社寺史を知る上で重要な文書群である。



能登国司庁宣

(冒頭欠)

□□以方上□□荒田壹町爲妙成就院

佛聖事

右、件寺僧運慶之建立也、而爲募  
 御勢、所寄進御祈願所也、仍佛聖料  
 荒田壹町所被寄置也、致開發之勤、  
 早可爲彼免田、但可令免除國役  
 雜事之状、所宣如件、不可違失、以宣、

承安五年二月廿八日

大介平朝臣(花押)

(翻刻) ※文字を読み取り・書き出したもの